

(仮称) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う市民意識調査及び
市民参加事業実施等業務 仕様書 (案)

1 業務目的

札幌市では、まちづくりの中長期の基本指針として、それまでの「札幌市基本構想」と「第4次長期総合計画（以下、「4次長総」という。）」に替わり、平成25年（2013年）からは、令和4年度（2022年）までの10年を計画期間とする「札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下、「現ビジョン」という。）」を策定し、市の最上位の総合計画として位置づけ推進してきたところである。

こうしたなか、札幌市ではここ数年のうちに人口減少に転じることが見込まれるなど、時代の大きな転換期を迎えており、新しい時代に対応したまちづくりを総合的・計画的かつ速やかに進めていくため、令和3年（2021年）3月11日に札幌市が公表した（仮称）第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下、「第2次ビジョン」という。）の策定方針で示したとおり、「現ビジョン」の計画期間を1年前倒しし、市制施行から100周年となる令和4年（2022年）を開始年度とする令和13年（2031年）度までの10年間の計画として「第2次ビジョン」を策定することとしている。

そのため、「第2次ビジョン」策定に向けた基礎資料等として活用するため、札幌市の今後のまちづくりに関する市民意識の調査・分析や、市民ワークショップの企画運営等を行うものである。

※「現ビジョン」及び「第2次ビジョン」については、札幌市ホームページ「札幌市まちづくりビジョン」を参照のこと。

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/>

2 委託期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務内容

(1) 市民に対するアンケート調査・分析

市民に対し、「第2次ビジョン」策定に向けた基礎資料となるアンケート調査・分析を以下のとおり行うこと。

ア 調査時期

令和3年5月上旬頃にアンケートを送付し、回答期限は2週間程度を想定している。

イ 調査対象

札幌市が本市電算システムを使用し、無作為抽出した市民 10,000 名を対象にする。

ウ 調査票等のレイアウト調整、印刷等

札幌市が受託者に提供する調査票について、レイアウトを調整したうえで印刷すること。なお、調査票はA4判（上質紙）、両面印刷（白黒）、無線とじで8頁を想定している。

エ 発送方法

受託者が製作する発送用の封筒（角型2号）及び返信用封筒（長形3号）と「ウ 調査票等のレイアウト調整、印刷等」で作成する調査票等の書類を同封し発送するものとする。発送時に使用する宛名については、別途、委託者より「イ 調査対象」で抽出した調査対象者の宛名シールを受託者に提供するものとする。

また、封筒を製作する際の印字内容についても、別途、委託者と協議するものとする。

※発送にかかる印刷・封筒代等の費用は受託者が負担するものとする。ただし、返信用封筒の返信先は委託者宛とし、返信を受け取る際に発生する費用については委託者が別途、支払いを行うため、本業務には含めないものとする。

オ 調査票の引き渡し方法

「エ 発送方法」により、受託者が発送し、委託者が回収した調査票を週に1回以上の頻度で受託者に引き渡すものとする。なお、回答済みの調査票の引き渡し方法については、別途、委託者と協議するものとする。

カ 調査票の入力・分析方法

引き渡しを行った調査票のすべての回答を入力し、集計すること。加えて基本属性（性別、年齢、居住区、家族構成等、5項目程度）とすべての設問のクロス集計を実施すること。なお、予期せぬ回答等の取扱いについては、別途、協議のうえ決定する。

※設問同士のクロス集計は不要だが、回答入力にあたっては、基本属性及び設問同士のクロス集計が可能な形式のExcelデータを作成すること。

分析方法については、委託者の提案説明をもとに実施するものとするが、札幌市が令和元年度（2019年度）に実施した「ビッグデータを活用した市民意識の調査・分析業務」にて実施した分析手法も取り入れること。なお、調査票については、「現ビジョン」における7つの分野、24の基本目標ごとの設問で、合計74問程度（択一式73問程度、記述式1問程度及び回答者属性）の設問数を予定している。また、分析するにあたり、事前に委託者と分析に係る手法等について協議を行うこと。

※「ビッグデータを活用した市民意識の調査・分析業務」については、下記札幌市ホームページを参照のこと。

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/proposal01.html>

(2) 市民ワークショップ「つくろう！さっぽろの未来地図」の企画運営

「第2次ビジョン」の策定にあたり、これからのまちづくりの方針や取組みの方向性について検討する市民ワークショップ（名称：つくろう！さっぽろの未来地図）の企画運営を以下のとおり行うこと。

なお、ワークショップ開催時期は令和3年（2021年）6月～7月を想定している。

ア テーマ設定

「第2次ビジョン」策定方針に記載の「4 昨今の社会経済情勢からの考察(1)～(6)」を踏まえ、今後の札幌市のまちづくりにおける持続可能な社会の実現に向けた2個以上のテーマを設定すること。なお、テーマの詳細については企画提案にて受け付けるものとするが、実施までの期間において重点的な市民意見の把握が必要なテーマが顕在化する等の状況変化があった場合は、別途、受託者と委託者との協議により設定テーマを変更することができるものとする。

イ 参加対象者及びグループ設定

参加対象者については札幌市内に居住する18歳以上の札幌市民とする。また、参加対象者の属性により以下の2つのグループを設定し、運用することを基本とする。

なお、開催当日の参加者については、別途、受託者と委託者との協議のうえ、決定するものとする。

① 若者

18歳以上～29歳以下で1グループあたりの人数が4～5名且つ、1回あたりの参加合計人数が30名程度を想定している。

※各区の参加者、男女比率が均一になるように留意すること。

② 全世代

18歳以上で1グループあたりの人数が4～5名且つ、1回あたりの参加合計人数が30名程度を想定している。

※各区の参加者、男女比率、世代構成等が均一になるように留意すること。

ウ 運営方法

以下のとおりに運営すること。なお、詳細については、別途、受託者と委託者との協議により決定するものとする。

① 実施方法

参加者を4～5名ごとにグループ分けし、上記「イ テーマ設定」にて決定したテーマについて各グループの参加者同士がオンラインで議論を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、全ての回をオンライン会議システムを使用し実施することとするが、オンラインで参加するために必要な通信機器の不所持等の理由により、オンラインによる参加が困難な市民が参加を希望した場合は、5名程度までを想定して、別途、参加するために必要な機器等の提供や会場を設置し、参加できる体制を整備すること。

なお、オンラインによる参加が困難な市民が参加する場合に手配した、機器や会場等については受託者の負担により実施すること。

② 実施回数・時間

参加者による議論を深めるため、設定したテーマごとに3回以上は実施すること。なお、1回あたりの実施時間については2時間～3時間程度を想定している。

③ 実施体制

受託者の手配によりグループごとに進行役（ファシリテーター）を1名及び進行補助としてサブファシリテーターを2名以上配置すること。また、下記「④ 記録作成」のグラフィッカーについては各回で1名以上を配置すること。オンライン参加者の機器操作、オンライン会議システムの操作補助および、オフライン会場での参加者を補助するサポートスタッフを各回で2名以上配置すること。

なお、オンライン上で参加者全員が同時接続した場合でも、安定した通信環境（下り最大速度100Mbps以上）を確保できる体制を整備し、実施すること。

④ 記録作成

各回のワークショップ開催結果を取りまとめた資料を作成する。記録の方法は、開催の様子、参加者の様子、イラストを用いたグラフィック・レコーディングでの記録ができるグラフィッカーが記録した資料、ホワイトボード等に記載された内容、各回終了時にサブファシリテーターが作成するアーカイブ等をデータ化し、開催日時、使用したオンライン会議システム名、参加者名、概要を記すものとする。

⑤ 参加者への謝礼

参加者への謝礼を用意すること。なお、参加1回あたり、通信費等相当分（クオカ

ード1,000円分等)の謝礼を想定している。

エ 募集方法

札幌市が本市電算システムを使用し、無作為抽出した市民10,000名に対し、募集案内を配布することを基本とし、発送時に使用する宛名については、別途、委託者より無作為抽出した調査対象者の宛名シールを受託者に提供するものとする。なお、募集案内の作成印刷及び発送業務、発送用封筒製作、参加申込者の管理等、募集に係る業務は、受託者の負担により行うものとする。また、募集案内の発送については、「(1)市民に対するアンケート調査・分析」で発送する調査票に同封し、配布することも可能とする。

留意事項として、募集状況により追加募集を別途指示する場合がある。追加募集方法等については別途、受託者と委託者との協議のうえ、決定するものとする。

オ 新型コロナウイルス感染症への対策について

ワークショップの実施は、原則オンラインワークショップとするが、オンラインによる参加が困難な市民が参加する場合は、参加者にマスクを着用させる、参加者間の距離を離す、消毒会議室の除菌を行うなど、感染予防対策ガイドライン等に則り、新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底に努めること。

4 成果物

(1) 市民に対するアンケート調査・分析

ア 報告書 A4縦、カラー両面印刷(枚数制限無し) 10部

イ 報告書概要版 A3横2枚以内、カラー片面印刷 10部

ウ 電子データ 上記報告書の編集可能な電子データ、及び業務に用いた基礎資料データ等を整理、収納し、電子媒体(CD-R等)で1組提出

※基礎資料データのうち回答結果については、基本属性及び設問同士のクロス集計が可能な形式のExcelデータで提出すること。

エ 提出期限 令和3年6月30日(水)

※新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化等の理由により、想定実施時期までに実施できない場合は、別途、委託者と受託者の協議のうえ、令和4年3月31日(木)までを限度として提出期限を延長できるものとする。

(2) 市民ワークショップの企画運営

ア 報告書 A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）10部

イ 報告書概要版 A3横2枚以内、カラー片面印刷 10部

ウ 電子データ 上記報告書の編集可能な電子データ、及び業務に用いた基礎資料データ等を整理、収納し、電子媒体（CD-R等）で1組提出

エ 提出期限 令和3年7月21日（水）

※新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化等の理由により、想定実施時期までに実施できない場合は、別途、委託者と受託者の協議のうえ、令和4年3月31日（木）までを限度として提出期限を延長できるものとする。

5 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」（別紙）に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

7 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：林、滝口）

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、役務による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。